

麻薬小売業者免許の継続申請について

(1) 対象者

令和7年12月31日で免許の有効期間が満了する麻薬取扱者が対象です。

免許番号が「3」で始まる（例：3135999）免許証をお持ちの方のみが今回の申請の対象です。

(2) 申請に必要な書類

ア 申請書（別記第1号様式）

申請書は県薬務課ホームページ「麻薬取扱者免許の継続申請手続きについて」からダウンロードできます。なお、申請書様式は一部変更されていますので、新様式をご使用ください。

神奈川県 麻薬免許 継続 

イ 医師の診断書

申請者の「精神機能の障害」、「麻薬中毒又は覚醒剤の中毒」について医師が診断したもので、麻薬に関する業務を行う役員全員分が必要です。なお、株式会社（特例有限会社を含む）の代表取締役は全員業務を行う役員に該当するため必須です。
※申請書提出時点で、診断日から起算して1か月以内のものが有効です。

県内の複数店舗の申請を行う場合、1店舗に原本を添付し、それ以外の店舗の申請には写し（上記※に記載の有効期限内のものに限る。）を添付することもできます。（別法人の場合は、それぞれの申請に原本の添付が必要。）

その場合、写しの余白部分に「原本を添付した麻薬業務所名」、「提出月日」、「申請窓口」を記載してください。

ウ 薬局開設許可証

申請窓口で原本もしくは写しを提示してください。

エ そのほかの添付書類（法人又は団体）

業務を行う役員の範囲を示す書面として、業務分掌表（組織及び業務分掌を明示した図表に、代表者の記名により事実と相違ない旨が証明された書面）または、登記事項証明書のいずれか

※登記事項証明書をする際に、麻薬に係る業務を行う役員が限定される場合は、業務分掌表も提出してください。

※業務分掌表には、証明日の記載が必要です。また、「麻薬業務を行う役員である」ことも明記してください。

※県内の複数店舗の申請を行う際に登記事項証明書を添付する場合は、上記イの医師の診断書と同様に取り扱うことができます。

(3) 申請にあたっての注意事項

- ア いずれの書類も消せるボールペンによる記入は無効です。
- イ 原則として申請書記載の内容で免許証を作成しますので、申請書の誤記載などで新免許証に誤りがあった場合は、記載事項変更届を提出していただきます。
- ウ 継続申請時点で、現免許の内容と相違がある方は記載事項変更届を届け出る必要があります。この場合は、記載事項変更届の欄外に「継続申請済み」と朱書きしてください。※行政区画の変更等の理由により住居表示が変更された場合は、記載事項変更届は不要ですが、申請書の欄外に「住居表示変更」と朱書きしてください。
- エ 継続申請後に記載事項変更および役員の変更予定がある場合は、継続申請時に各申請窓口にご相談ください。
- オ 医師の診断書について、診断した医師の所属する病院又は診療所等の名称・所在地の記載漏れのないようにご注意ください。
- カ 引き続いて免許を取得しない場合は、業務廃止届等の提出が必要となります。
県薬務課ホームページ「麻薬取扱者免許の継続申請手続きについて」内の「継続申請手続きを行わない方へ」(小売業者)をご覧ください。

(4) 手数料・手数料納付方法

業務所在地	手数料納付方法	手数料
横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町	指定金融機関で納付書*により事前に納付し、「納付書・領収書」を申請窓口で提示	3,900 円
上記以外の県域	申請窓口で現金納付またはキャッシュレス決済	

※納付書は申請窓口で事前に入手してください。

(5) 申請窓口

県薬務課ホームページ「麻薬取扱者免許の継続申請手続き」内の「申請（届出）窓口一覧」をご確認ください。

(6) 提出期間

令和7年10月1日（水）～ 令和7年10月31日（金）

(7) 新免許証の交付

令和8年1月5日(月)以降に、申請窓口で返納届及び現免許証と引き換え

※提出期間後に申請した場合は、交付が遅れる場合があります。

(問合せ先)

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課
献血・薬物対策グループ
電話 045-210-4964 (直通)